

葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年12月 4 日

葛飾区長

葛飾区条例第57号

葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表議長の項中「92万9,000円」を「96万1,000円」に改め、同表副議長の項中「78万円」を「80万7,000円」に改め、同表委員長の項中「66万6,000円」を「68万9,000円」に改め、同表副委員長の項中「64万6,000円」を「66万8,000円」に改め、同表議員の項中「62万6,000円」を「64万7,000円」に改める。

第 8 条第 2 項中「100分の196」を「100分の198」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和 7 年12月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和 7 年12月に支給する期末手当に関する改正後の第 8 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100分の198」とあるのは、「100分の200」とする。